

**東海村立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画**

**令和 8 年 3 月  
東海村教育委員会**

## 目 次

1. 計画の目的・現状	1
2. 目標	1
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5. 計画のフォローアップについて	4

## 1. 計画の目的・現状

### (1) 計画の目的

東海村で働く教育職員の時間外在校等時間，教育職員のワーク・ライフ・バランスに関する目標を定め，教育職員の業務量・健康確保の適切な管理を行うことで，教育職員が安心して働ける職場環境を整備し，子どもたちへのより良い教育を実現することを目的とする。

### (2) 本村の現状

本村では，学校の教育職員の在校等時間の上限を定める方針として，令和2年3月に「東海村立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針に関する規則」を定め，校務支援システムを導入し，教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果，本村における教育職員の時間外在校等時間の状況について，令和6年度は次のとおりであった。

#### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	1人当たりの月平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	29.5時間	10.8%	0%
中学校	42.5時間	56.4%	0%
小中平均	33.0時間	27.2%	0%

## 2. 目標

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ア 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- イ 1年間における1箇月の時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

### (2) ワーク・ライフ・バランスに関する目標【カッコ内は令和7年の数値】

- ア 年間の年次有給休暇の平均取得日数を13日以上にする。【11日】
- イ ストレスチェックにおける健康リスク値が100以下を維持する。

### 3. 計画の期間

令和 8 年度から令和 11 年度まで

※ただし、取組内容については毎年度の実施状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

### 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本村では、本計画期間中の重点事項として、次の内容に取り組む。

#### (1) 「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

##### ア 学校以外が担うべき業務

(ア) 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

◆各地域の実情を踏まえつつ、保護者や地域住民と連携し、児童生徒の登下校時の見守り活動を推進する。

(イ) 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

◆複雑化・多様化する児童生徒の問題や保護者クレーム等に迅速かつ適切に対応するため、教育現場経験者や法的根拠に基づいた助言や解決策を提示できる職員の配置や法務相談体制の整備を検討する。

##### イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

(ア) 調査・統計等への回答

◆調査内容や回答方法を精査するとともに、校務支援システムや保護者連絡用アプリを活用し、学校の事務負担を軽減する。

(イ) 学校プールや体育館等の施設・設備の管理

◆公営・民営プールの活用を進め、学校プールの管理業務の負担軽減を図る。

(ウ) 部活動

◆休日における中学校部活動の地域クラブへの全面的な地域展開を推進する。平日の部活動についても、活動時間の適正化を図るとともに、指導者の確保状況等を踏まえ、段階的に地域展開を進める。

##### ウ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

(ア) 授業準備、学習評価や成績処理

◆授業準備や採点作業、宿題の提出状況の確認等の補助的な業務については、スクール・サポート・スタッフ等の支援員が中心となって行うことで、教員が本来業務に専念できる環境を整える。また、校務支援システムの機能等を活用し、事務負担を軽減する。

- ◆実力テストの問題作成を外部業者に委託することで、教員の業務負担を軽減し、指導準備や児童生徒支援に充てる時間を確保する。

#### (イ) 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ◆児童虐待、ヤングケアラー、貧困等の福祉的課題を抱える児童生徒への支援については、県のスクールソーシャルワーカーの派遣を活用するとともに、福祉部局との連携をより一層強化する。
- ◆引き続き村費のスクールカウンセラーを配置し、児童生徒・保護者が相談しやすい体制の充実を図る。
- ◆不登校児童生徒への対応にあたっては、教育支援センターの機能強化や校内フリースクールの充実を図る。

#### (2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ◆学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ◆当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ◆成績処理や通知表作成時期等の繁忙期に合わせ、年間10日程度の事務作業日を設ける。
- ◆勤務時間外の留守番電話機能に加え、電話の録音機能の導入を検討する。
- ◆完全2学期制を導入し、児童生徒の学びの時間や教育職員が子どもたちと向き合う時間等を確保するとともに、教育職員の業務負担軽減を図り、効果的な教育活動を行う。

#### (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ◆教育職員が確実に休める日を制度的に確保するため、学校閉庁日を設定する。
- ◆原則、毎月第3木曜日をリフレッシュデー（定時退勤日）とし、定時退勤を徹底する。学校においては、この日に会議等の業務を極力設定しないなど、リフレッシュデーの実効性を確保するための取組を進める。

- ◆在籍する教育職員が 50 人未満の学校も含め、ストレスチェックを実施し、受検率 100%を目指すとともに、実施後の集団分析の結果等を活用し、職場環境の改善を図る。
- ◆1 箇月の時間外在校等時間が 80 時間を超えるなど、長時間労働による過労が疑われる職員やストレスチェックにより高ストレスが認められた職員へは、産業医による面接指導を行うなどの必要な取組を実施する。

## 5. 計画のフォローアップについて

- ◆産業医および安全衛生委員会の意見を踏まえながら、職場環境改善に向けて継続的な取組を行うとともに、取組の着実な実行を図るため、教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、村ホームページでの公表、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。また、取組状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて本計画の内容を見直すものとする。
- ◆学校における働き方改革の取組が進むよう、本計画の周知を図るとともに、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえ、本計画に基づき教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。また、保護者や地域に対しても本計画の趣旨や取組内容について適切に周知し、理解と協力を得ながら取組を進める。